

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、令和4年度の住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

給付金を受給するためには手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**



既に令和3年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯は再度受給することはできません。

対象世帯

令和3年度の住民税均等割は課税されていたが、**令和4年度に住民税均等割が非課税になった世帯**



対象と思われる世帯には、町から確認書が届きます。内容を確認し、返信してください。

なお、世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合は申請が必要です。

申請期限：9月30日（金）

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月以降の収入が減少し「**住民税非課税相当※**」の収入となった世帯（家計急変世帯）



申請が必要です

役場高齢者福祉課または日高総合支所地域住民課で申請をしてください。

申請期限：9月30日（金）

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×1.2倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入が減少した第1号被保険者（65歳以上）の方は、申請により減免が受けられます。

減免対象者と減免割合	減免対象者	減免割合
	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等※の減少が見込まれ、下記のすべてに該当する方 ・事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上であること ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること ※事業収入等＝給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入をいいます	全額免除 対象保険料の減免又は減額 ※前年の合計所得金額が ①210万円未満の場合 ～全額免除 ②210万円以上の場合 ～10分の8減額
減免の対象となる保険料	令和4年度分の介護保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの	

問 役場高齢者福祉課 高齢者福祉・介護グループ ☎ 01456-2-6561

札幌弁護士会ひだか弁護士相談センター 無料法律相談

門別地区相談所での開催	
8月の相談日・・・	
23日 (火)	
※毎月第4火曜日開催予定	
○事前予約制	
☎0146-42-8373 (ひだか弁護士相談センター)	
○予約時間 平日の午前10時～午後4時	
○相談時間 午後1時30分～午後4時	
○相談場所	
門別総合町民センター 1階 会議室 日高町富川東6丁目3番1号	

新ひだか町での開催		
8月の相談日・・・		
1日 (月)	3日 (水)	8日 (月)
10日 (水)	17日 (水)	22日 (月)
24日 (水)	29日 (月)	31日 (水)
○事前予約制		
☎0146-42-8373 (ひだか弁護士相談センター)		
○予約時間 平日の午前10時～午後4時		
○相談時間 午後1時～午後3時		
○相談場所		
ひだか弁護士相談センター 新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号		

平取町での開催	
8月の相談日・・・	
9日 (火)	午後1時30分～午後3時
23日 (火)	午前10時30分～正午
○事前予約制 ☎01457-2-2222 (平取町役場まちづくり課広報聴係)	
○予約時間 平日の午前9時～午後5時	
○相談場所 ふれあいセンターびらとり (平取町本町35番地1)	

基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合は、お待ちいただくか、ご相談をお受けできない場合があります。

新型コロナウイルス感染症の発生状況により、開催内容を変更する場合があります。

問 ひだか弁護士相談センター	☎ 0146-42-8373
役場住民生活課 住民・年金グループ	☎ 01456-2-6182

全国一斉『子どもの人権110番』強化週間

8月26日(金)から9月1日(木)までは「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」です。

法務局では、専用相談電話を設置していますので、いじめ、虐待、インターネットを悪用したプライバシー侵害など、子どもの人権に関する悩みごとや心配ごとをご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

専用相談電話	0120-007-110 (フリーダイヤル)	
相談受付日時	日程	受付時間
	8月26日(金)、29日(月)、30日(火)、31日(水)、9月1日(木)	午前8時30分から午後7時
	8月27日(土)、28日(日)	午前10時から午後5時

問 役場住民生活課 住民・年金グループ	☎ 01456-2-6182
---------------------	----------------